討議のための論点メモ

(前注) この資料は、ハーグ国際私法会議判決プロジェクト特別委員会第1回において取りまとめられた条約草案(以下「草案」という。)について討議を行うための論点メモである。なお、この資料で引用している草案の規定内容等は仮訳であり、正文ではない。

1 草案5条1e(管轄についての明示的な同意に関する規定)

裁判外で被告の同意があった場合の書面性等の要件は必要か。

2 草案5条1 f (応訴管轄に関する規定)

管轄権に対する異議の申立て可能な時期が各国法制で異なり得ることを踏まえると、「管轄の抗弁を提出すべき最初の機会に(the first opportunity to do so)」との文言は適切か。

3 草案5条1i (客観的併合に関する規定)

草案 5 条 1 i により承認執行義務が課される範囲と、民訴法 3 条 の 3 第 3 号及び同法 3 条 の 9 に照らして、日本法上、間接管轄が認められる範囲とが異なり得ることから、具体的事例において問題はないか。また、草案 5 条 1 i において併合提起を要件とせず、担保不動産の所在地国において被担保債務の履行請求に関する判決の間接管轄を認める規定に変更するとしたら、どのような問題が生じるか。

4 草案6条b及びc(不動産の物的権利,長期賃貸借に関する規定)

草案6条cは、不動産が判決国に所在しておらず、不動産所在地である締約国が国内法に基づき専属管轄を有する場合には、承認及び執行をしてはならない旨規定しているが、同条bについても、不動産所在地国において不動産の物的権利についてを専属管轄としているかどうかを要件とするべきか。

5 草案10条(裁判上の和解に関する規定)

裁判上の和解において、間接管轄規律をどのように考えるべきか。